

令和3年度第1回環境基本計画小委員会 議事録

招集の期日	令和3年6月2日（水）	
開催の場所	さいたま共済会館602（第2ホール） （さいたま市内）	
開閉の日時	開 会	6月2日 午後2時00分
	閉 会	6月2日 午後3時56分
出席状況	<p>委員数 8人 出席委員 7人</p> <p>浅見 真理 国立保健医療科学院 生活環境研究部 上席主任研究官 磐田 朋子 芝浦工業大学 准教授 袖野 玲子 芝浦工業大学 教授 横田 樹広 東京都市大学 准教授 小島 直子 (公財) 埼玉県生態系保護協会 普及広報部 上席主任 吉川 尚彦 埼玉県生活協同組合連合会 代表理事・会長理事 田口 義明 公募委員</p> <p>欠席委員 1人 四ノ宮 美保 埼玉県立大学 准教授</p>	
概 要		
1	開 会	
2	あいさつ	
3	議 事 次期環境基本計画（素案）について	
4	閉 会	

令和3年度第1回環境基本計画小委員会

令和3年6月2日（水）

午後 2時00分開会

○司会（赤松） 皆様、お待たせいたしました。定刻になりましたので、ただいまから令和3年度第1回環境基本計画小委員会を開会させていただきます。

私は、本日の進行を務めさせていただきます埼玉県環境部環境政策課副課長の赤松でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

本日は、こちらの会場とリモートによる開催で進めさせていただきます。まず、リモート出席の方々に対し、会場の設営について説明させていただきます。席次表を御覧ください。会場にいらっしやいます浅見委員、小島委員、吉川委員、田口委員におかれましては、それぞれウェブカメラ付のPCを配付しております。会場という名称になっている映像は、席次表中のカメラと書かれているところからの映像で県側が映っております。ハウリング防止のため浅見委員、小島委員、吉川委員、田口委員のパソコンの音声はオフにし、会場のマイクで拾うこととしております。リモート出席の皆様がスピーカービューにしている場合、浅見委員、小島委員、吉川委員、田口委員が映りません。つきましては、リモートで参加している皆様におかれましては、ギャラリービューで御覧いただくことを推奨させていただきます。

では、最初に資料を確認させていただきます。議事資料及び参考資料につきましては、事前にメールでお送りさせていただきました。議事資料は、資料1、次期環境基本計画素案、以上1点でございます。この議事資料につきましては、事前にメールで御案内したところでございますが、次に申します4か所に修正点がございます。会場にお越しの委員の皆様には、卓上に差替えのページがありますので、資料の差替えをお願いいたします。

1点目は、15ページ目の施策指標の2つ目、新車（乗用車）販売台数における電動車の割合の令和8年度の目標が「54%」となっておりますが、正しくは「56%」でございます。

2点目は、28ページ目の施策指標の2つ目、「SAITAMAリバーサポーターズプロジェクトの個人サポーター登録者数」となっておりますが、正しくは「SAITAMAリバーサポーターズの個人サポーター数（累計）」でございます。

3点目は、31ページ目の施策指標2つ目、「化学物質の届出排出量」となっておりますが、正しくは「化学物質管理に関連する研修会の参加事業所数（累計）」でございます。併せて、その右欄、右側の指標値も「令和2年度の493事業所」から「令和8年度の720事業所」に御修正をお願いいたします。

最後、4点目になりますが、同じページの3つ目の指標、「建築物の解体等現場における環境大気中の石綿濃度1本パーリットル以下の作業数」とありますが、正しくは「建築物の解体等現場における大気環境中の石綿濃度1本パーリットル以上の現場数」でございます。

修正点は以上になります。大変申し訳ございませんでした。

参考資料は、参考資料1、次期環境基本計画における指標について、参考資料2、御意見及びその

対応について、以上2点でございます。

また、これらの資料とは別に、次第、席次表、環境基本計画小委員会委員名簿、埼玉県環境審議会規則もお送りしております。お手元にこれらの資料を見ることができない方がいらっしゃいましたら、挙手でお知らせください。大丈夫でしょうか。

リモートの方におかれましては、会議中、音声聞こえにくいなどお困りのことがありましたら、挙手またはチャットでお知らせいただければと存じます。

それでは、ここで環境部副部長の石井から御挨拶を申し上げます。

○石井環境部副部長 環境部副部長の石井でございます。この4月1日の人事異動により拝命することになりました。どうぞよろしくお願い申し上げます。

環境基本計画小委員会の委員の皆様方には、御多忙の折、また新型コロナウイルス感染症が予断を許さない中、活動も制約されている中、本会議に御出席いただきまして誠に感謝申し上げる次第でございます。委員の皆様方には環境審議会のみならず、日頃から本県の環境行政に多大なる御理解、御協力、御指導を賜っておりますことに、この場をお借りして厚くお礼を申し上げます。

さて、本小委員会は環境審議会の部会として次期埼玉県環境基本計画の策定に向けて昨年9月に設置していただきまして、これまで2回検討を進めてまいりました。本日の小委員会が都合3回目ということで、今年度初めてということでございますが、今回は皆様よりいただきました御意見等を反映し、また新たに取組の概要及び施策指標等を加えまして、現時点における素案ということで整理を行ったところございまして、改めて委員の皆様方の御審議をいただきたいと考えております。

本計画は、長期的な目標を見据えながら、今後5年間に取り組むべき施策を取りまとめた県の環境施策の指針となる計画でございます。詳細につきましては、後ほど担当課から御説明を申し上げます。委員の皆様方には、どうか忌憚のない御意見を賜りますようお願い申し上げます。私からの挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

○司会（赤松） ありがとうございます。

ここで発言の方法について説明いたします。会場出席、リモート出席の方ともに発言の際は、まず挙手をさせていただきようお願いいたします。委員長からの指名を受けましたら、会場出席の方はマイクのボタンを押し、赤く点灯したことを確認してから発言をしてください。発言が終わりましたら、もう一度ボタンを押して解除してください。リモート出席の方は、発言されるときのみ音声をオンにし、発言しないときは音声を常時オフにしておいてください。接続の安定性を確保するため、御協力よろしくお願いいたします。

本日の会議は、委員7名が出席、四ノ宮委員が都合により欠席となっております。委員の出席が過半数を超えておりますので、埼玉県環境審議会規則第8条第6項の規定により、本日の会議は成立していることを御報告いたします。

それでは、埼玉県環境審議会規則第8条第5項の規定により、委員長が議長を務めることとなっておりますので、以降の進行を浅見委員長にお願いしたいと存じます。よろしくお願いいたします。

○浅見委員長 ありがとうございます。

御紹介ありがとうございました。それでは、議事を進行いたします。

まず、会議の公開でございますが、環境審議会は原則として公開することとされておりますので、当小委員会でも同様に公開とさせていただきたいと考えておりますが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○浅見委員長 それでは、会議の公開を認めます。傍聴者の方はいらっしゃいますでしょうか。

○司会(赤松) 本日の傍聴者は3名いらっしゃいます。

○浅見委員長 入っていただきますようお願いいたします。

(傍聴者入場)

○浅見委員長 すみません、お待たせいたしました。

続きまして、議事録署名委員の指名ですが、埼玉県環境審議会規則第10条第2項によりまして、本日の議事録署名委員お二人を指名いたします。

横田委員、田口委員にお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

○横田委員 はい。

○田口委員 はい。

○浅見委員長 よろしく願いいたします。

それでは、次第に従い、3、議事に入ります。

本日の議題は、次期環境基本計画素案についてです。それでは、県の方から御説明をお願いいたします。

○大山環境政策課長 環境政策課長の大山でございます。恐れ入りますが、着座にて説明をさせていただきます。

資料の1、次期環境基本計画素案を御覧ください。3月の小委員会では、委員の皆様から多数の御意見を賜り、誠にありがとうございました。その御意見を踏まえて修正した素案を5月上旬にお送りし、その際にいただいた御意見を踏まえてお示しさせていただいたのが本日の資料でございます。3月の小委員会からの変更箇所は赤字で、また5月上旬にお送りした資料との変更箇所につきましては赤字に下線を引いて記してございます。

なお、各取組の説明及び施策指標を追記しておりますが、全く新しく追記したものであり、赤字等を記しておりませんので、御了承願います。

それでは、5月上旬にお送りした資料との変更箇所を中心に説明をさせていただきます。初めに、4ページでございます。34行目を御覧ください。2のSDGsへの対応にウェディングケーキモデルの説明文を追記いたしました。今後、ケーキモデルの図も加えていく予定でございます。

続きまして、5ページになります。5行目の3、国内外の社会経済情勢の変化につきましては、説明文自体の変更はございませんが、文章の構成を変更しております。これまでの案では、環境産業の説明から始まっておりましたが、ESG投資の動きから始め、企業経済の動きに関する説明、ICTなどの技術や働き方の変化の説明、新型コロナウイルス感染症への対応と流れを整理させていただいております。

また、同じく5ページの37行目につきましては、「4、国内外の環境の変化」から「4、国内外の

環境分野の状況の変化」とより記載内容に沿った表現に修正いたしました。

続きまして、6ページでございます。19行目を御覧ください。環境分野の状況の変化のうち、(1)、気候変動の最後に、昨今の気候変動を巡る動きについて追記いたしました。

続きまして、飛びますが、8ページを御覧ください。第3章、長期的な目標でございます。3つの目標のうち、3番目の目標の説明文につきまして、以前の多様な主体間の連携が進むとともに、各主体が、各目標の実現に向けて率先して行動することで、環境、経済、社会が統合的に向上し、持続可能な社会が形成されていますの意味が分かりにくいという御意見をいただき、改めて3つの長期的な目標、その説明文について見直しを行いました。

まず、5行目の目標1、脱炭素社会、循環型社会づくり、19行目の目標3、産業・地域・人づくりにつきましては、それぞれ説明を加えました。

13行目の目標2、自然共生社会づくりにつきましては、公害のない安心、安全な身近な生活環境が確保されることで、人にとっても自然にとっても暮らしやすい環境となり、その上に生物の多様性が確保されることで、人と自然が共生する社会が実現することが伝わるような表現にいたしました。

続きまして、9ページを御覧ください。第4章、施策展開の基本的な考え方でございます。5行目、環境が支えるSDGsの達成については、御意見のとおりかぎ括弧で囲むとともに、よりよい表現となるよう、今後、検討を進めてまいります。

また、なぜ環境が支えるのか、説明を追記するとともに、6つの施策展開の基本的な考え方も1番目と2番目を入れ替えるなど整理をいたしました。

次に、少し飛びますが、34ページを御覧ください。施策の方向9、地域資源の活用や交流・連携による地域づくり・人づくりでございます。以前の地域資源の活用と交流・連携による地域づくり・人づくりという表現であると、地域資源を活用した取組により地域、人がつくられると読み込みづらいとの御意見をいただきましたので、表現を見直しました。また、改めて地域循環共生圏に関する記載を整理し、(1)、現状と課題、13行目で、その取組の必要性について記載するとともに、次の35ページの8行目に、新たに地域資源を活用した取組を追加し、9行目以降で取組内容の説明と関連する取組を再掲させていただいております。

続きまして、資料変わりますけれども、参考資料の2、御意見及びその対応についてを御覧ください。この表の上から6番目になりますけれども、全般に関する御意見で主な取組名は可能な範囲で一般の方にも分かるような表記、短くするなどもっと簡略化したほうがよいとの御意見につきましては、現時点で簡略化できると思われるものについては簡略化を図りました。今後、さらに簡略化に努めてまいります。

その下の御意見になりますけれども、カーボンニュートラル、オフセット、レジリエンスなど片仮名が多いにつきましては、他の用語で代替が難しいもの、また県で一般的に使用しているものについては、そのままの記載といたしますが、巻末に用語集を掲載することで対応したいと考えております。

その次の御意見、県として現状の目標設定型排出量取引制度について、制度・広報いずれも現状維持のように見える。将来の動向に合わせて、県の温暖化対策全体の見直しを図ることができないかでございますが、目標設定型排出量取引制度につきましては計画期間ごと、目標とする削減率の引上げ

など大幅な制度の見直しを行っております。今後は、令和7年度から始まる第4計画期間に向け引き続き制度の見直しを検討するとともに、機会を捉えて県民への周知に努めてまいります。

その下の御意見、新たに設置される太陽光発電施設は地域と共生しているとあるが、その実現の方法が難しいについてでございます。国では令和2年度から新たに認定される小規模太陽光については、自家消費率30%以上や災害時の利活用を可能とすることなどを条件としております。また、温暖化対策法改正に脱炭素化促進区域の設定を盛り込むなど地域と共生した再生可能エネルギー施設の設置を目指しています。こうした動きと連携しつつ、県として地元市町村や地域住民の理解が得られた形での太陽光発電施設をはじめとする再生可能エネルギーの適切な普及を目指してまいります。

その次の御意見、15ページの気候変動対策の推進の指標及びその下の17ページの資源の有効利用の推進の指標に関する御意見につきましては、この後、まとめて指標のところでも改めて説明いたしますので、ここでの説明は割愛させていただきます。

その次になりまして、下から3つ目でございますけれども、施策の方向4の取組、園庭などの芝生化に在来種の保護が入るとよいのではとの御意見につきましては、御意見を踏まえて今後とも検討してまいります。

続きまして、4、みどりの保全と創出、5、生物多様性の保全に関していただいている御意見、地域性が読み取れないについて、例えば県西部は自然保護、中央部は在来種の保全、低地部は都市の緑化推進などを記載すればよいのではないかに対応いたしまして、施策の方向4、みどりの保全と創出では、現状と課題に里山やまちなかの身近な緑が、それぞれの特徴を生かしながら保全、活用されるといった文章を追記する、また、施策の方向5、生物多様性の保全では、多様な地域環境に応じた生物多様性の保全に取り組む旨を追記いたしました。

次の施策の方向4、5に、山地、里山、都市の地域性を踏まえて取組名、内容の記載ができるという御意見につきましては、特別緑地保全地区、公有地化、景観値指定は台地・丘陵地、低地に該当する緑地・樹林地が広く点在するため、地域性を特定するのは困難ですが、施策の方向4、みどりの保全と創出では、見沼田圃の保全・創造・活用、みどりの三富地域づくりを地域での取組として記載いたします。

続きまして、各指標について御説明いたします。参考資料の1、次期環境基本計画における指標についてを御覧ください。この資料では、左側に現計画における施策指標34本の現状及び目標の達成見込みを、右側に次期計画で予定する施策指標27本についての検討状況及び目標値等を記載しております。

なお、基本計画の施策指標については、県の総合計画である5か年計画の施策指標と整合を図ることから、現計画におきましても、次期計画におきましても5か年計画の指標は全て環境基本計画の指標となっております。

初めに、施策の方向1、気候変動対策の推進でございます。次期計画では、県民により分かりやすくするため、現状の「温室効果ガスの排出量」を「温室効果ガスの排出量削減率」に変更するとともに、国のグリーン成長戦略における目標等を踏まえ、新車（乗用車）販売台数における電動車の割合としております。温室効果ガスの排出量削減率の令和8年度の目標値19.9%につきましては、今後、

国の動向等を踏まえ再設定を含め検討しているところでございます。

なお、この指標に関しましては、御存じのように4月に国が46%削減と大幅に目標値を引き上げることとしたこともありまして、県としてもこの指標の検討に当たり大変苦慮しております。委員の皆様からぜひ御意見を伺えればと存じます。

次に、また再生可能エネルギーの普及に関連した施策指標があってもよいのではないかとこの御意見につきましましては、新たな施策指標の設定について県の地球温暖化対策実行計画の改定と併せて検討してまいります。

次に、施策の方向2、資源の有効利用の推進及び施策の方向3、廃棄物の適正処理の推進の現計画の指標につきましましては、いずれも目標達成済み、または目標達成見込みとなっております。一部の指標は統合を図るとともに、昨年度末に策定した第9次埼玉県廃棄物処理基本計画と整合させ、一般廃棄物の再生利用率、食品ロス量、一般廃棄物の1人1日当たりの最終処分量、産業廃棄物の最終処分量を次期計画の指標としております。

なお、プラスチック対策に関する指標を1つ立ててもよいのではないかという御意見につきましましては、プラスチックを含めた全ての一般廃棄物の再生利用率向上を目指した指標、一般廃棄物の再生利用率の中で状況を把握することとしたいと考えております。

続きまして、施策の方向4、みどりの保全と創出のうち、身近な緑に関しましては引き続き保全と創出に取り組む必要があることから、現行の身近な緑の創出面積及び緑の保全面積を引き続き次期計画の指標としております。

また、現計画の指標、彩の国みどりのサポーターズクラブ入会団体数については達成見込みであり、次期計画では緑への関心をより幅広く測定できる指標、埼玉みどりのポータルサイトへのアクセス数としております。

森林の整備・保全に関しまして、森林ボランティア活動に参加する延べ人数については、目標を達成する見込みで県が一定の役割を果たしたと考えられることから、現計画で終了としております。

それ以外の指標のうち、森林の整備面積及び県産木材の供給量につきましましては引き続き取り組むことから、次期計画でも継続としております。

なお、作業道の延長につきましましては、森林整備の作業効率向上の点から作業道だけでなく、公道、森林管理道も加えた路網密度を次期計画の指標としております。

続きまして、施策の方向5、生物多様性の保全でございます。現計画の希少野生動植物種の保護増殖箇所数は目標達成済みであり、生物多様性という言葉の意味や、その価値が認識されているかを図る生物多様性の認知度を次期計画の指標としております。委員の方からは、これ以外にも指標が考えられないかという御意見をいただいております。

今回、生物多様性の認知度とした理由は、これまで小中学校を中心として希少野生動植物の保護増殖の取組を進めてきた中、理解を得られた学校では保護増殖の取組を実現したところです。今後、さらに保護の取組を拡大するには、地域における保全活動の支援やイベント等を通じた環境教育、外来生物の防除対策等の様々な取組を推進し、県民に広く生物多様性保全の重要性を認識してもらう必要があることから、総括的な目標として設定したものです。

続きまして、施策の方向6、恵み豊かな川との共生と水環境の保全でございます。生活排水処理率につきましては、県生活排水処理施設整備構想で目標を掲げており、次期計画においても継続してまいります。川の国広援団への支援件数につきましては、支援においては県が一定の役割を果たしたため、現計画で終了としました。次期計画では、自発的な活動が持続して行われるよう、県民、団体、企業の連携を県が支援していく埼玉リバーサポーターズプロジェクトの個人サポーター数を指標としております。

地盤沈下に関しましては、現計画の2つの指標のうち、5年間の累積沈下量が4センチメートル未満の地盤については、直近5年間で一定以上の状態が保たれていることから終了とし、次期計画では1年間の地盤沈下量が2センチメートル以上の地域の面積を継続の指標としております。

水質の保全に関しましては、現計画の全国水質ワースト5河川については各河川とも水質改善が進み、ワースト5でもBOD3ミリグラムパーリットル以下で水質が良好であるため終了、またアユが住める水質の河川の割合につきましても目標達成見込みであることから終了とし、次期計画では県内各地の河川の状況に応じた水質の改善を図っていく指標といたしまして、環境基準（BOD）を達成した河川の割合に変更しております。

続きまして、施策の方向7、安全な大気環境や身近な生活環境の保全でございます。微小粒子状物質PM2.5の濃度については目標達成済みですが、さらなる改善を目指し、次期計画でも引き続き指標としております。現計画の環境コミュニケーション実施数及び大規模災害対策を組み込んだ特定化学物質適正管理手順書の提出率については、目標達成済み、または目標達成見込みであるため、次期計画では化学物質に関連する研修会の参加事業所数としております。

また、現計画の環境大気中の石綿濃度1本パーリットル以下の維持につきましては、状況が安定的に維持されていることから、御意見を踏まえ解体现場の対策がきちんと取られているかを確認する指標として建築物の解体等現場における大気環境中の石綿濃度1本パーリットル以上の現場数としております。

なお、現計画の指標、公害防止管理者・主任者向けフォローアップ研修の参加者数につきましては、目標達成見込みで事業目的を達成したため、終了としております。

続きまして、施策の方向8、経済との好循環と環境科学・技術の振興でございます。現計画の環境ビジネス関連セミナーの参加企業数については、今後は環境分野のSDGs推進という視点で事業を進めていくため終了とし、次期計画では環境SDGs関連セミナーの参加企業数としております。埼玉県SDGsパートナー登録者数のほうがよいのではという御意見をいただいておりますが、環境基本計画ではSDGsの3側面でも特に環境面に注目して記載していきたいと考えていること、まずはSDGsに関心を持っていただくことから取組が始まると考えていることから、原案のままとしてと考えております。

現計画の指標、環境科学国際センターの共同研究数については、共同研究以外の重要な研究を含めた指標として次期研究では研究成果の発表件数に変更しております。また、環境分野における海外との交流者数については、海外交流に引き続き取り組むことが必要であることから、次期計画でも継続としております。

最後に、施策の方向9、地域資源の活用や交流・連携による地域づくり・人づくりでございます。現計画の地域清掃活動団体の登録数につきましては、団体の活動が重要であることから、引き続き次期計画の指標としております。現計画の指標、環境アドバイザー、環境教育アシスタント、環境学習応援隊の派遣回数及び環境アドバイザー、環境教育アシスタント、環境学習応援隊による環境学習の参加人数につきましては、環境学習を各地域で展開するための基盤の提供に県の役割が変わったため、次期の計画では環境アドバイザー及び環境学習応援隊の数としております。現計画の指標、環境科学国際センター利用者数につきましては、環境意識の啓発を図る場の利用状況を見る指標として継続としております。

最後になりますけれども、埼玉版スーパー・シティプロジェクトに取り組む市町村数につきましては、県内全域でコンパクト、スマート、レジリエントの3つの要素を踏まえた埼玉版スーパー・シティプロジェクトに基づくまちづくりが進むことを目指し、設定した指標でございます。目標値につきましては、ただいま調整中となっております。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○浅見委員長 ありがとうございます。

国際的な動きも非常に早い中、国際的な動き、国の動きを踏まえて、また委員の先生方からもたくさん御指摘、御質問いただいたものにお答えいただいて、誠にありがたく思います。

それでは、こちらから御質問を承ってまいりたいと思いますが、本日御欠席の四ノ宮委員から承っておるとお伺いしておりますので、そちらの御回答をお願いしたいと思います。また、県におかれましては、委員各位からの御質問などについて、課長だけでなく、適宜御担当の方からお答えいただいてもと思いますので、よろしくお願いいたします。

オンラインで御参加の先生方、もしよろしければチャットのほうに発言希望を入れていただきますと、見逃しなく、その順番に行けるかなと思いますので、要旨は簡単に結構ですので、発言ありますとかというのを入れていただければ、後ほどお願いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、よろしくお願いいたします。

○宮原大気環境課長 大気環境課長の宮原でございます。すみません、着座にて失礼いたします。

本日御欠席の四ノ宮委員から事前に御質問を承っておりますので、その点につきましてお答えしたいと思います。御質問の内容でございますが、参考資料1、次期環境基本計画における指標についての2ページ目、一番下の段でございます19、化学物質管理に関連する研修会の参加事業所数（累計）の現状値についてでございます。こちら資料のほうで現状値が青字で493と入っておりますが、御質問の内容としましては、これは何年間の実績ですかというのが1つ。

それと、あともう一点が、研修会への参加動向も踏まえて、適切な目標値の設定を御検討くださいということで御質問いただいております。現状値の493でございますが、これは平成28年度から令和2年度まで、直近5年間に実施いたしました県主催の化学物質対策セミナー及び環境コミュニケーション研修会への参加事業所数でございます。

なお、この493事業所につきましては、5年間に開催した研修会等に参加した事業所の実数でござ

います。複数回参加した事業所もございいますが、その場合も事業所数は1とカウントしており、延べ数ではございません。目標値とする事業所数は新規に参加した事業所数となっております、魅力ある研修テーマの選定あるいはオンライン開催などによる参加機会の拡充などにより多くの事業所に参加していただくように取り組みたいと考えております。

以上です。

○浅見委員長 ありがとうございます。

今の御趣旨からいきますと、年間とかというのを、5年間というようなのを入れていただいたほうが、後ほど見るときも分かりやすくなるかなと思いましたが、いかがでしょうか。

○宮原大気環境課長 現状値のところは5年間の累計。

○浅見委員長 そうですね。この現状値のところとか指標の御説明のところに入っていますか。すみません、ちょっと見逃しているのかもしれないのですけれども、その数値の数が分からないので。

○宮原大気環境課長 分かりました。そこは訂正するようにしたいと思います。

○浅見委員長 ありがとうございます。何かいい方法で適宜お願いできればと思います。

そのようなことで、四ノ宮委員からまたもし何かちょっと御指摘ありましたらば、御検討いただければと思います。

それでは、ほかの委員の方々から御意見承りたいと思いますが、袖野委員から指標についてということで御質問をお願いいたします。

○袖野委員 ありがとうございます。

質問経過のコメントになってくるのですが、よろしいでしょうか。

○浅見委員長 すみません、ちょっと聞き取れなかったのですけれども。

○袖野委員 すみません、質問ではなくコメントですが、よろしいでしょうか。

○浅見委員長 はい、結構です。お願いいたします。

○袖野委員 計画案の御説明、どうもありがとうございました。背景情報なども非常に分かりやすく整理されてきたかなと思います。

それで、今回、指標についても詳しく御説明いただいたのですけれども、この計画における指標でするので、計画の進捗を測る指標になっているかという点が非常に重要だと思います。その観点から見ますと、新規政策も含めて、そういったものが測れる指標にはちょっと不十分ではないかなと全体を見ていて思いました。

全体を見ましても、例えば4番のみどりの保全と創出について指標数が多くて、今回の計画の中でも特に重点を置いている脱炭素や資源循環については1番と2番だと思うのですけれども、指標が2つずつという形で、もっと指標を設定してもいいのではないかなというふうに見ました。

温室効果ガスの排出量削減率については現在検討中ということで、これについてはぜひ野心的な目標を掲げていただきたいと思うのですけれども、気候変動対策の推進の観点で、指標ですと再エネの話、大分政策のほうにあるにもかかわらず指標が出てきておりませんので、再エネ拡大に関する指標が設定されてもいいのではないかなと思います。非化石証書についても新規政策でありますので、その発行数であったりとかそういった観点でもいいのかなと思いますが、再エネに関しての指標を検

討いただければなと思います。

もう一点は、資源循環、2番のところですが、これもフードロス、食品ロスについて入っているのですが、プラについては今回新しく立てたにもかかわらず指標がなく、事前に送らせていただいた質問では、一廃のリサイクル率のところで見るとということだったので、プラの話はもう少し広いのかなという、一廃の再生利用率だけではプラの状況というのは見られないのかなと思いますので、プラはプラで1つ指標を立ててもいいのではないかなと思います。リサイクル率ということで難しければ、この施策にある自治体の回収、プラの回収を支援するというような施策がありますので、その市町村数というような形でもいいと思います。

あと、再生利用率、指標の3番ですが、一般廃棄物の再生利用率とあるのですが、産廃の再生利用率については設定しなくてもよろしいのでしょうかというところも少し気になっております。

それから、最後になりますけれども、9番の地域資源の活用というところで、個人レベルでの参画、人づくりについての指標が多く立てられているように思うのですが、地域循環共生圏の観点についての指標がないなと思ひまして、都市と農村部の連携といったことも施策に入っていますから、そういった観点での指標というのもあっていいのかなと思ひました。

以上になります。

○浅見委員長 非常に重要な御指摘を幾つかいただきまして、ありがとうございます。順次お願いできればと思ひますが、まず再エネの指標について設定できないかという点につきまして、どなたかからいかがでしょうか。お願いいたします。

○石塚参事兼エネルギー環境課長 エネルギー環境課長、石塚でございます。御提案ありがとうございます。

再生可能エネルギーにつきましては、国のほうでも今回かなり、温暖化対策推進法を改正するなどして、国を挙げてさらに発電量を増やしていこうというような話になっております。これの県として一番指標に関して難しいと考えているのは、再生可能エネルギーに係る統計データです。例えば埼玉県として切り分けていくということになりますと、発電量にいたしましても、それからエネルギーとして再生可能エネルギーを使用している量であるとか、あるいは今、再エネの非化石証書の発行量等々アイデアいただきましたが、なかなかいずれも埼玉県の量として統計的に切り分けてそれを把握、もしくは進捗を図ることが非常に難しいと我々は考えておひまして、何か我々として再生可能エネルギーとして統計的に進捗可能で、なおかつ我々が事業ベースとしても、それを推進していくということが出来るものというのを、今後考えていきたいと思ひますが、今は埼玉県分として切り取るのが難しいと考えておりますので、その点において見送っているということでございます。最終的には温室効果ガスの排出量削減の中だと考えておひますが、いい指標があるかどうか、いま一度見直していきたいと考えておひます。

以上です。

○浅見委員長 ありがとうございます。

例えば、埼玉県内の企業への非化石証書の発行件数みたいなものでしたら、県の中で枚数みたい

な形でいけたりするのかなという御提案も入っていたのかと思うのですが、ちょっとなかなかそこも難しそうですね。

○石塚参事兼エネルギー環境課長 事務局等がどれだけ埼玉県分として非化石証書の証明の発行の数というのを我々のほうと一致して、何らかの形として提供いただけるのかとか、ちょっとその辺もすみません、引き続き検討してみます。

○浅見委員長 ありがとうございます。

袖野委員、ひとまず1番目についてはよろしいでしょうか。

○袖野委員 そうですね。エネルギーについては、直接利用なのか間接利用なのかというのはもちろん切り分けあるのですが、やはり指標というのは非常に大事ですので、難しさはありながらも設定して測っていくという試み、参考値でも構わないと思いますし、できれば再エネは非常に重要なところですので、御検討いただければと思います。ありがとうございます。

○浅見委員長 ありがとうございます。

それでは、2番目の一般廃棄物の中のプラスチックの再生に関して指標を入れられないかという御指摘はいかがでしょうか。

○佐々木資源循環推進課長 資源循環推進課長の佐々木といたします。どうぞよろしくお願いいたします。

ただいまプラスチックの再生利用率についての御質問いただきました。ありがとうございます。それで、これにつきましては確かにおっしゃるとおり、非常にプラスチックの問題というのは、これからちょっと力を入れてやっていきたい部分でもございますので、そういった意味ではやはり何がしかの数値目標ができないかなということを考えてみたのですが、御案内のとおり、今、プラスチックごみにつきましては様々なルートで、例えば市町村によっては可燃ごみに入っていたり、あるいは不燃ごみだったり、あるいはプラスチックはプラスチックで別に回収している市町村もございます。

非常に様々なルートでプラスチックごみというのが動いておまして、国のほうでは一般社団法人のプラスチック循環利用協会というところが、例えばプラスチックはこれぐらい生産されて、それがどういう形で廃棄されて、それがサーマルリサイクルとかケミカルとか、そういうフロー図というのを毎年出しているのですが、これが都道府県レベルということになると、埼玉県だけで流通しているものではないものですから、国がやったのと同じような手法でなかなかちょっとできない部分もあるかなということで、埼玉県としては、例えば昨年度は実際に市町村と共同して実態調査というのをやっております。

例えば、家庭ごみを一部開封して、どれぐらいプラスチックが入っていたのかと。家庭ごみの中に大体数%から十数%まで本当に幅広くなっていることが分かりました。それもやはりプラスチックごみを分別しているところは、当然家庭ごみの可燃ごみの中に入っている割合は少なくなりますし、まとめてやっているところは当然多くなるということです。分かったことというのは、非常に市町村によってまちまちで、なかなか実態を捉えにくいというのが分かったというような状況でございまして、今後、こういった全体像をつかむところをまずしっかりと押さえていかなくはないということから始めようと思っております。

今、袖野委員から御提案のあった市町村の回収数ということで、今年度はできればちょっと市町村

のほうで回収もやっていこうかなというふうに思っておるのですけれども、これもやはり今のところ実証ということで、幾つか協力していただける市町村を選定いたしまして、そこと一緒になって自治会の協力の下に、どれぐらい集められるのかな、どういうものが集められるのかなということをやっ
ていこうといったような段階でございまして、そういった意味では施策という部分でいえば、本当に
実態をつかむ、それを具体的にどうやっていくのかというところをまず模索していくというレベルの
段階でございまして、そういった意味でなかなか全体像を表す指標というのが、あともうちょっと
すると出てくるのかなと思いますので、その辺もうしばらくお待ちいただければと思います。

以上です。

○浅見委員長 ありがとうございます。今、ちょっと過渡的な状況ということで。

すみません、あと産廃の再生率についてもよろしいですか。

○堀口産業廃棄物指導課長 産業廃棄物指導課課長の堀口でございます。どうぞよろしくお願
いいたします。

一般廃棄物の再生利用率と同様に、産業廃棄物の再生利用率も指標としたほうがいいのか
という御指摘でございました。一般廃棄物につきましては、各家庭がまさにごみとして集めること
によって、その再生率がはじかれることとなりますが、産業廃棄物につきましてはかなり市況変動に
よって影響を受けるものと考えております。具体的に申しますと、金属であるとか、紙とか、あとは良
質なプラなどは、本来廃棄物だったものが、市況によって有価物に変動することがございます。そう
しますと、再生利用率を出す際に分母も分子も数字から抜けてしまうという形で、再生利用率がちょ
っとばたついてしまうということが過去にもございました。このため、最終的な最終処分量を削減す
るという目標によって再生利用率も包括した目標となるということで、こちらの目標を設定させてい
ただきました。御理解いただきたいと思っております。

○浅見委員長 ありがとうございます。

ちょっと引き続きコメントいただければと思いますけれども、地域資源の活用についてのコメント
をいただいておりますが、そちらはいかがでしょうか。よろしいですか。

○大山環境政策課長 環境政策課長の大山でございます。

袖野委員のほうから人づくりの指標として地域循環共生圏の視点での指標は何かないか、考えられ
ないかという貴重な御意見につきましては、どういった指標が可能かどうかよく検討したいと考えて
おります。

○浅見委員長 地域循環共生圏の件も含めてということになりますでしょうか。はい、すみません。

ということで、御意見に関しまして今の状況を御紹介いただきましたので、そのようなことで御了
承をいただければと思いますけれども、何かコメントございますか。

袖野委員。

○袖野委員 ありがとうございます。

産廃のところ、すみません。分母のところ、ちょっと理解が及ばなかったのですけれども、廃棄
物になったり有価物になったりするんで分母がばたつくという意味でしょうか。

○堀口産業廃棄物指導課長 先ほど一般廃棄物ですと、ごみをごみとして集めますので、紙が幾ら市

況変動があっても、ごみはごみという形で集計になりますから、廃棄物の分母にも分子にもリサイクル率には入ってくる形にはなると思うのですが、産業廃棄物の場合は、それが有価物として売却されてしまいますと総量としても廃棄物が減って、有価物とされたものも減るといふ分母も分子も減るといふことによつて、リサイクルが進んでもリサイクル率がうまく反映されないという現状が過去にあったことを反省して、目標値としては埋立て量という目標にさせていただいております。

○袖野委員 分かりました。どうもありがとうございます。

○浅見委員長 ありがとうございます。

それでは、磐田委員からGHG指標の見直しについて御質問をいただけるということですので、お願いいたします。

○磐田委員 袖野委員からもちょっとコメントがありましたけれども、やっぱり1番の気候変動対策の推進の指標は少ないなという印象があります。ただ、御説明にもあったように、埼玉県地球温暖化対策の実行計画との整合性を重視してというところで、詳細の指標の設定はそちらの実行計画のほうで詳しくされるのかなというふうにも理解しているのですけれども、その実行計画、今ここに参考資料1のところには、第2期に掲げる目標を踏まえて設定というふうにあるのですが、次の見直しは2025年なのかなというふうにも思うのですけれども、そこは前倒される御予定とかはあるのでしょうか。というのは、ちょっと2025年まで指標の改定を待つというのはあまりに悠長かなというふうにも思っていて、その辺りもし御意見があればいただきたいのですが、いかがでしょうか。

○浅見委員長 お願いいたします。

○深野温暖化対策課長 温暖化対策課の深野でございます。よろしくお願いいたします。

今、委員から御指摘のとおり、2025年まで計画を見直さないのかと。私どもとしても、それはあまりにも遅いというふうにも考えてございまして、早急に見直しをする予定でございまして。昨日、知事をトップとした庁内の温暖化対策推進会議、庁内推進会議というものを開催いたしまして、知事のほうからも時間はそんなにないと、早急に見直せというお言葉をいただいております。それ1年、2年、どれぐらいかかるかちょっと、国の計画の状況ですとか、あるいは関係団体の皆様の意見、あるいは提言を聞きながら進めていきたいと思っておりますので、1年かかるか、2年かかるかちょっと分かりませんが、早急に見直しをする予定でございまして。

以上でございます。

○浅見委員長 ありがとうございます。

磐田委員、いかがでしょうか。

○磐田委員 ありがとうございます。もう既に進んでいるということで、安心をしております。

あと、ごめんなさい。ちょっとプラスアルファなのですが、先ほど県内というバウンダリーで区切つての再エネ率だったりとか、証書の発行率というのを指標として把握するのが難しいという話があったのですが、確かにおっしゃるとおりだとは思いますが、例えば毎年実施されている県政世論調査とか、そういった市民全般にいろんな調査をされている中で、太陽光発電とかの普及率だったりそういうものを把握できるような質問項目を入れるとか、せつかくちょっと別途に実施されているその世論調査をうまく活用して、その押さえにくい数値を押さえっていくという道もあるのではない

かなというふうに、アイデアベースですけれども、思いました。コメントです。ありがとうございます。

○浅見委員長 お答えになりますか。お願いいたします。

○石塚参事兼エネルギー環境課長 エネルギー環境課長、石塚でございます。

磐田委員、提案ありがとうございます。先ほど来から再エネに関する指標につきましては、我々も再エネというのはこれから重要な進捗になりますので、何らかの形としての進捗は図りたいというふうに思っておりますし、それは県民から見ても分かりやすいものということで考えたいと思いますので、よろしくをお願いいたします。

○浅見委員長 ありがとうございます。

非常に動きの激しいところで、何か毎日のようにニュースが出てというような状況でもありますけれども、そういった新しい目標になった場合に、なるべく早く見直しを取り入れてということで、新しい形に対応していただければと思います。ありがとうございます。

すみません、お願いいたします。深野様。

○深野温暖化対策課長 温暖化対策課長です。ちょっと補足でございます。

先ほども環境政策課長のほうから冒頭の御挨拶、御説明の中でお話がありましたけれども、もしよろしければなのですが、埼玉県は排出量削減目標率、大体具体的な数字ではないのですが、このような考え方で進めたらいいのではないかなどといった御意見をいただければありがたいのですが、委員の皆様方から何かございますでしょうか。

○浅見委員長 ここで、例えば46%に必ず行くような数値を設定すべきではないかとかですか。数値でというよりは……

○深野温暖化対策課長 具体的な数字でなくて結構なのですが、逆に数字を示されてしまうと……

○浅見委員長 難しいかもしれないのですが。

すみません、田口先生が助け船を。

○田口委員 今の点なのですが、具体的にこうしたらいいというのは申し上げられないのですが、先ほど大山課長のほうから「苦慮している」というお話がございました。46%減という国の目標の下で県が計画を立てるときに、何が難しい点になっているのでしょうか。現行の26%減については国の目標をそのまま県の目標とされてきたかと思いますが、この度、国が46%減という削減目標を設定したなかで、県がそれに合わせるというのがなかなかしにくいということでしょうか。それはどこに問題があるのでしょうか。実行可能性ということでしょうか。今想定される対策では、どんなに積み上げても46%減には届かないとか、どういう点で46%減という国の目標の下では、なかなか県の目標は立てにくいのか、まずはその点を教えていただければと思います。

○浅見委員長 お願いいたします。

○深野温暖化対策課長 先ほど袖野委員からの野心的なということがございましたけれども、私ども野心的なという目標も必要だとは思っておりますけれども、まずは実行的な、実行可能性のある目標を設定したいと考えてございます。

あと、現在の実行計画の26%という数字でございますけれども、これは私どもとしては26%一つ一つ積み上げた数字でございます、その結果、たまたま国の26と県の26と同じ数字になったというような状況でございます。国が26だから埼玉県26と、単純にそういうふうにしたわけではございません。

苦慮している点は、御案内のとおり、埼玉県は例えば大規模プラントとか大きいような工場はないと。逆にサービス業が多いと。比率として産業部門に比べて、家庭部門が他の都道府県に比べれば高くなっているのではないのかなというような印象を持っております。ということで、電力消費が多いということで、排出係数の恩恵を受けやすいのかなという、いわばメリットみたいなものはあるかなと思っておりますけれども、一方、先ほどからお話のあったとおり、再エネポテンシャルが限られているというような中で、国が示している46というのは果たして出せるのだろうか。まだ具体的な一つ一つの数字を積み上げたわけではございませんけれども、感覚として今の対策の延長上では、多分46という数字は達成できないのではないかなというような危惧といたしますか、そういったものがありまして、苦慮しているという言葉を使わせていただきました。

簡単ですけれども、以上でございます。

○浅見委員長 田口先生。

○田口委員 ありがとうございます。

国の46%削減目標は、個別の施策の効果を一つずつ積み上げることによって出てきたものなのでしょうか。現行の地球温暖化対策計画の2030年度26%減という削減目標は、ある程度の確度で考え得る対策を想定して、その効果を積み上げることによって、5年ほど前に設定されたのかと思いますが、今回の46%減という削減目標は、それと全く同様に個別の施策の完全な積上げによって出てきたというよりは、確度はいろいろあるにせよ、およそ考え得るあらゆる対策を想定し、そういうものを全部組み込みつつ、一つの政策目標として設定されたのではないのでしょうか。

環境省や資源エネルギー庁のほうでも完全に個別の施策の積上げによって、そういう目標設定に至ったというよりも、4月の気候サミットを前に、我が国の削減目標として、まずそういう旗を立てて、そこに向かって今後あらゆる政策を総動員して実現していこうと。そうでなければ2050年実質ゼロなんてできませんよということで、そこに向かって総力を挙げて政策を動員していこうということではないのでしょうか。ですから、従来のやり方で個別施策の効果を積み上げた結果として出てくる指標で考えていくというアプローチが本当に今の気候をめぐる世界的な情勢の中で適切なかどうか、そこは少し頭を切り替えて考えていく必要があるのではないのでしょうか。

先ほど袖野委員から野心的なというお言葉がありました。まさにそういう野心的な目標を打ち立てて、それに向かって総力を結集していこうと。今、必ずしも確実な成算があるわけではないかもしれませんが、そこに向かってこれから2030年、さらには2050年実質ゼロに向かって全力を挙げていこうという、そういう性格のものだと思います。そういうことで46%減に向けて日本全体が動いているときに、個別の施策の積み上げていくと例えば35%減がせいぜいで、どんなに頑張っても40%そこそこですぬとか、だから埼玉県は40%の目標を立てるなどというのが日本全体として、あるいは世界の中で許容されるのかどうか、そこは少し頭を切り替えて考えていかなければいけないのではないのかなと一県民として思いますが、ほかの先生方の御意見も伺いたいと思います。

○浅見委員長 ありがとうございます。

お言葉は柔らかいですが、もっと頑張れという激励をいただいたような形でございますが、今のに関連してになりますでしょうか、吉川委員、お願いいたします。

○吉川委員 吉川といいます。

悩ましい問題だと思いますよね。これは事業者としてもとてもつらくて、私、第1回の小委員会ではなくて審議会のときに、「いわゆるバックキャスト方式みたいな考え方はないのですか」というふうに御質問させていただきました。そういう言葉を使おうが使うまいが、事実上もう私たちはそういう状況に追い込まれていると認識もしていますし、そのための義務はやっぱり果たさなくてはいけないのだよなと思っているのです。

生協の事業においても大きいのはやっぱりトラックと、それから店舗や事業所の電気なわけですが、第1回るとき、私が必ずしも裏づけが取れているわけでもありませんというふうに率直に言ったと思うのですけれども、でもやっぱりそういう目標があるから、例えばトラックでいうと5年リース、そうすると次の5年のタイミングで何ができるかということをやったり事業者としては考えるわけです。でも、そういうことをやろうと思わない限りは、多分、積上げという言葉よりは、むしろ道なりという感じがしていて、では道なりで本当に目標に近づけるのかということ、多分そうではないだろう、人間はというふうに思うのです。

私がいる生協連は連合会なので、事務所はこの部屋の4分割の1つぐらいの小さいところなのですが、生協連として何ができるかねというのをこの間、職員とも話して、やっぱり自然エネルギーを使った電力ぐらいには変えなくてはねということで、4月の1日から取引先を変えましたけれども、やっぱりそういう具体的にこういうことをちょっと考えてみようとかやってみようというのは、やっぱりそういう目標があって、あるいは目標や、それに基づく施策やインセンティブやいろんなものがあるのだと思うのですけれども、それがなくてという動きにはならないのではないかなと。

例えば、プラスチックも5月25日に県が報道資料で、ごみゼロプラスチックで発表されていますよね。その中にマイボトルにしましょうとか書いていますけれども、だけれどもプラスチック一つ取っても、多分個人や事業体としてもっと努力しているところはあると思うのです。もっとももっとこういうことをやろうとか、こんなこともできるのではないとか、そういう投げかけを本当にこの5年間頑張らないと、どんどん目標は遠ざかっていくのではないかなと思いますし、とても瑣末なことですが、私も委員の一人なので、やっぱり生協の組合員や消費者団体の皆さんに「道なりの目標です」というのでは、なかなかちょっとしどろもどろは嫌だなというふうにも思います。「大変だけれども、まだ裏づけ取れていないこともあるけれども、進んでいこうと思っているから、みんなも協力してくださいね」ということを言いたいですよね。

以上でございます。

○浅見委員長 ありがとうございます。

委員の先生方からも、目標ですので、必ず最低達成できる場所、積み上げたものに加えて全体の状況を見ながら、もう少し全体の達成に寄与できるような、我々としても環境のため、我々の生活が持続的にこれからも生活が続けられるように野心的な目標を設定しないと、もうどうしようもなくな

ってしまうというようなことが起こるのではないかと懸念もあるかと思えます。そのような点も含めまして、ここでは数値的なところまでは申し上げませんが、野心的な目標を掲げるべきではないかという小委員会の委員からの意見が多数であったということで、もう一息御検討をいただくとありがたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○石井環境部副部長 総括して。

○浅見委員長 はい。

○石井環境部副部長 副部長の石井でございます。

ただいまの議論、これまでのやり方を御説明しましたが、県としても当然野心的な目標が設定できるようだったら、それに邁進するつもりでやっています。ただし、埼玉県としてはエビデンスをきっちりどこまで積み上げられるか、これに挑戦するというところでございますので、ただ積み上げてここだからということで、これまでのやり方でいくところだからと、ではそれを越えるものは何かというのを考え出して、野心的な目標のエビデンスを固めて取り組んでいくという方向でおりますので、委員さんから御指摘いただいたような方向では進めていきたいというふうには考えております。

ただ、今回、もう一つ問題、これ最後にしますけれども、ここで指標を見直すということで、国のエネルギー基本計画等も夏頃で、環境の温暖化の実行計画も冬頃、11月頃というような日程になっておりまして、この環境基本計画あるいは県の5か年計画でもそのようなのですけれども、こういった数値目標を掲げるべきかという点で、今現在、苦慮しているというような状況でございまして、一つの方法としては2次計画の数値は今載せておりますけれども、それで今後、温暖化の実行計画のほうで見直していくのか、それとも先ほど温暖化対策課長が申し上げましたように、かなり電気の使用量に左右されるような土地柄でもありますので、一定の排出係数等で可能な数字を出して、この基本計画にのせるべきかどうか、そこをちょっと苦慮しているところでございまして、また何か御意見がいただけるようでしたらいただければと思うのですけれども、一応県としてはそんな形の方向で進めたいと考えているところでございます。

○浅見委員長 ありがとうございます。

磐田委員から今の点についてコメントがありますということで入っていますが、いかがでしょうか。

○磐田委員 あまり長くなってもあれなので。環境省の担当の方と自治体が長期目標、中期目標立てるときに、どんなふうにかえたらいいかということ一度議論したことがありまして、そのときには電化とかを進めた上で、最終的に何がどうしても残ってしまうのかということからスタートしようという話が出ていました。

電気なんかは再エネに最終的には切り替えられるとしても、工場とか、あるいは運輸とかで使うどうしても燃料系のもがどこまで残ってしまうかというのを逆算して、そこから中期目標を立てる。だから今、地球温暖化対策実行計画のほうでは、電気とガスを恐らく分けて試算されていることとは思うのですけれども、そこからさらにちょっとステップアップをして、電化とか、あるいは脱燃料とか、そういったものの割合まで組み込んで、最終的に2050年に脱炭素になるようにするための2030年中期目標を立てると、そういった手順を進めるということに恐らくならないかと思っています。

すみません、長くなりまして。コメントです。

○浅見委員長 ありがとうございます。

エビデンスに基づきというお話もありましたけれども、新しいパラダイムシフトを求められている中で、エビデンスだけでは難しい部分もあるかもしれませんけれども、なるべく目標に到達できるように御検討いただきたいと思います。

何かここは、そのときの状況に応じて変わるみたいなことを書き込むほうが、書き込めたほうがいいのかもしいかなという感じもいたしますが。

よろしいですか、何かございますか。

(発言の声なし)

○浅見委員長 すみません。そうしましたら、一番重要なところですのでちょっとお時間をいただきましたが、あと横田委員から生物多様性、水循環関係の指標についてということで御質問をお願いいたします。

○横田委員 施策の方向の5の生物多様性保全と施策方向6の川との共生、水環境保全に関して、施策と関連する指標について質問させていただきたいと思っています。

1つ目の生物多様性に関する指標ですけれども、生物多様性の認知度の75%となっていますけれども、こちらは今現在の県の生物多様性保全戦略の中でも位置づけられている指標であって、2021年度までという目標年度になっておりますけれども、基本的に戦略が3つあるわけですけれども、保全戦略の3の指標の一部に認知度というものが挙げられています。こちら環境基本計画が生物多様性保全戦略を束ねる計画でもある中で、戦略の一部が目標値になっているというのは少し切り取り過ぎではないかというふうに思います。特に地域戦略の策定は、2010年のCOP10のときの愛知目標に併せて戦略づくりがされたと思いますけれども、進んだと思いますけれども、そういった頃の生物多様性の認知度というものを継続してモニタリングしていくことは大事だと思いますけれども、やはり現在はポスト2020の生物多様性グローバルフレームワークに併せた指標というものが非常に大事ではないかなと思っています。

この生物多様性のグローバルフレームワークは、基本的にこれまでの保護地域であるとか、種の回復であるとか、外来種というものは強化していきましょうということで大きな方向性にありますので、そういったものを一定程度に達したからといって指標から外していくというのはどうかと思います。いかがなものかなと思っています。保護地域に関していうと、むしろこれからはOECMということで、民間と連携した保護地域策定といったところも進んでいくかと思っていますので、そういった保護地域の考え方というものを示すような指標が必要ではないかと。

あと、種の保全に関しましても、絶滅危惧種の取組が今一定数に達したのは望ましいことではありますけれども、それをどういうふうに拡大していくのかであるとか、どういった種に特に対応が行き届いていないのかというようなことであったりとか、外来種に対する対策がどうであるのかということなどをきちんと表す種の保全に関する指標が必要ではないかなというふうに思いました。その辺りの既存の指標を除外することに関して、もう少しこれを発展的に考えていくべきではないかなと思うのですが、いかがでしょうかということをお伺いできればと思います。

2つ目の水循環の健全化なのですけれども、こちらはこれまでの河川の水質でありますとか、あるいは地下水の保全ということで地盤沈下量が目標になってきますけれども、例えば地盤沈下量がゼロからゼロ、目標を維持するということが施策の指標になっているわけですが、取組に関する指標というものをもう少し拡充していくことが必要ではないかなというふうに思います。特に水循環基本法絡みの流域での取組であるとか、ここで安全、安心ということも述べていますので、気候変動適用としての流域対策であるとか、そういったところの取組を表現する指標というものをもう少し入れられるのではないかなと思っています。

特に流域対策に関する雨水の管理に関する指標でありますとか、あるいはグリーンインフラの保全であるとか、そういったところの指標というものも新たに検討すべきところになってきているのではないかと思います。この辺りお考えを伺えればと思いました。よろしく願いいたします。

○浅見委員長 ありがとうございます。

生物多様性の指標と水循環に関しての指標のところ、それぞれお答えいただけますでしょうか。よろしく願いいたします。

○河原塚みどり自然課長 みどり自然課長の河原塚と申します。よろしく願いいたします。

横田委員おっしゃるとおり生物多様性というのは、種の保存であったり、外来生物の対応であったり、または緑の保全だったり、生態系の保全だったり、数々のいろんなものを網羅的にやって、初めて恐らく生物多様性というのは保全されるものだとは思っております。個別な目標というよりは、現時点で考えたのは、こういった認知度みたいな、まず皆さんが生物多様性というのを理解してもらうことが必要なのかなと。

正直なところ、県の調査でも直近で67.7%という認知度はありますが、現実に多様性というまで本当に理解しているというのは、さらにその中では非常に少ない、3割ぐらいになっているという中で、まず県民の皆さんに多様性というのを理解してもらう。そこがまず前提なのかなというところで、今回、この指標というのを加えさせていただいています。

ただ、そういった個別の指標については、委員おっしゃるとおり、国の国家戦略を今後、今策定中ですので、それを踏まえた中で、また地域戦略、県戦略を来年度中にはつくりたいと思っていますので、種の保存ですとか、外来生物の関係とか、そういうものも含めた指標というのは、その県戦略のほうで位置づけていきたいなというふうに今のところは考えております。

以上です。

○浅見委員長 ありがとうございます。

ちなみに、この認知度というのが、対象はどのように調査をされていらっしゃるのでしょうか。

○河原塚みどり自然課長 これは県政世論調査で調査していますので、18歳以上の対象年齢に対して直接個人面接で、昨年度がちょっとコロナの関係でインターネットでの回答になっていますけれども、郵送配布、インターネット回答、あるいは郵送回答みたいな形で、全県で網羅的にやっている調査です。その中でもCOP10でやった2010年以降の、若い世代は比較的生物多様性というのには理解している人が多いのですが、30歳以降の方はなかなか認知度というの低いというのが県政世論調査でも分かっているところです。

○浅見委員長 それについて講習ですとか、何かその認知度を高めるための施策とうまくリンクしていかないと、なかなかこれを上げるのが難しいかなという部分はあるかと思いますが、個人的には今までの増殖箇所数というのを累積に挙げられるのもソリッドな数として割と分かりやすいのかなとも思ったりもしたのですけれども、認知度ももちろん必要かとは思いますが、今御指摘いただきましたようなCOP10の考え方といった御指摘もありましたので、どうでしょうか。

小島先生が今、手を挙げられたのですけれども、小島先生からまずいただいてよろしいですか。

○小島委員 県民の方の認知度が上がって、そうしたら県民の人たちが生物多様性が豊かになるような行動をしていくのかということ、ちょっとなかなか疑問だなと思います。むしろ県がそういう政策をすることで、自然に認知度も広まっていくのではないかなと思います。

横田先生がおっしゃっていたとおりでと思いますし、もうちょっと生物多様性が直接豊かになるような施策とか目標というのを挙げていくことのほうが大事かと思いました。例えば、所沢市とかでは、自然地を確保するために土地を確保して購入していますけれども、そういった各市町村で頑張っているところが、どういうふうに生物多様性のために土地が確保されているかですとか、あとは市町村の生物多様性地域戦略の策定状況を示して、また県もそういったものが広がるように促すですとか、そういったことを何か一緒にやっていったほうがいいのではないかなと思いました。

○浅見委員長 いかがでしょうか。

○河原塚みどり自然課長 すみません、貴重な御意見ありがとうございます。たしか県がいろんなこういう生物多様性に絡んで施策を積極的に推し進める中で、認知度を本当に高めていくというのが当然のことかと思います。その反映として、恐らくこの県政世論調査でも上がってくるのかなとは思いますが、そういう施策を積極的に進めていきたいと思っております。

下位計画に広域緑地計画というのが県でもございまして、そういった中にもう少し公有地化、ただ環境基本計画はどうしても指標が5年間のエビデンスでやってきているものですから、もう少し長期的な展望に立ったものをそういった下位計画のほうではちょっと位置づけていきたいなというふうに今検討しているところですが、緑地をどう定量的に評価するかと非常に難しい問題がありますので、そこら辺を含めて今検討しているところではあります。

○浅見委員長 横田委員、いかがでしょうか。

○横田委員 先ほどの御意見のとおり、実質的な取組というのはもう明確であると思うのです。生物多様性のリスクというのは、オーバーユース、アンダーユース、外来種、気候変動、もう明確にある中で、それに対しての認知度を上げるというステージはもう過ぎていて、やはりそのアクションを測るステージに入っているのだと思うのです。

このポスト2020愛知目標、ポスト愛知目標も、やはりその10年間でうまくいっていない部分が多いということが前提になっているわけです。それに対して、認知度を測り続けるということが正しい総合指標かということを考えないといけないと思います。それを保全戦略を待っていては、いわゆる出てくるものしか測らないというような考え方にならないかということが非常に心配なところ。やはりポリシーとしてきちんと総合指標というものを考えるというか、アウトカムが出る前、アウトプットというものをどういうふうに考えていくのかということが求められるのではないかなと思いま

す。ぜひ御検討をいただければと思います。

○河原塚みどり自然課長 横田委員の貴重な御意見ありがとうございます。そういう方向で、もちろんこの認知度も大事ですので、それは残す方向、プラス何かこういった新たな指標というのをできないか、ちょっとそれは検討させていただきたいと思います。

○浅見委員長 ありがとうございます。

施策に直接つながって改善が見込めるような目標に設定できると、そこに施策もつなげていきやすいと思いますので、その点でもう一度ちょっと見ていただければと思います。

ほかにもございますでしょうか。

水循環に関しまして、水環境課長さんからですか。

○山井水環境課長 回答が遅れまして申し訳ありませんでした。水環境課長の山井でございます。

水循環に関しましては、委員御指摘のとおり、いろいろな新しい動きが出てきている中で、地下水に関しても広域的な地下水利用の考え方であるとか、くみ上げ量の考え方であるとか、そういったような課題が出てきているというのは課内でも議論をしているところではあります。ただ、なかなかそこが一足飛びに指標化というところまで現在煮詰まっているかというところと、そういう状況ではない部分がございます、引き続き生態系、水循環を含め、それから河川での生物との共生みたいな部分に関する指標化について、検討を進めたいと考えているところです。

以上です。

○横田委員 ありがとうございます。

流域対策で例えば都市型水害に対して浸透促進を図るといようなことは、助成金をつけてもらっていることだと思いますので、やはりその説明がなせるような目標値なり、その指標を検討する必要があるかと思います。特に安全、安心にも関わることですので、対策力というものがきちんと図れるということはやはり大事ではないかなと、こういうふうに思っています。

森林のところでも少し今回、水源涵養機能というように、機能的な部分を水循環に関して方向の4のところの一部に加えていただいていますけれども、例えば水源涵養を重視するのであれば、純粋な森林整備面積だけではなくて、水源涵養林の面積だとかそういったことも指標になってき得るのではないかなと思うのです。そういうように機能的な側面をきちんと指標の中に加えていくということは、これからグリーンインフラの拡充においても重要な側面かと思いますので、ぜひ御検討いただければと思います。

以上です。

○山井水環境課長 御指摘ありがとうございました。

当課だけではなくて、もう少し全庁的な対策の中で検討を進めなければいけないのかなという印象でございますので、関係課とも調整をして、指標化ができるかも含めて検討させていただきます。

○浅見委員長 ありがとうございます。

防災的な意味でもあれですか、雨水の浸透が推進されていることが望ましい時期というものもあるかと思いますが、少し広い形でちょっと見ていただきまして、地盤沈下のゼロだけではちょっともったいないかなという御指摘かと思いますが、御検討いただければと思います。

あと、田口委員、ございますでしょうか。

○田口委員 ありがとうございます。

今回、御提示をいただきました素案の文章について、私のほうからは若干気になる点を何点か申し上げたいと思います。資料1のページの順に申し上げますと、第1点は6ページの19行目から21行目の赤字の部分であります。これは先ほど議論になったところとも関係しますが、4月に開かれた気候サミットで表明された温室効果ガス排出の削減目標に関して、20行目で「46%の削減目標の見通しを表明するなど」とあるわけですが、この「の見通し」というのは不要ではないでしょうか。

外務省のホームページで、菅総理の気候サミットでのスピーチのテキストを見ますと、「2030年度において温室効果ガスを2013年度比46%削減することを目指します」と明確に述べていますので、この20行目の文章も「46%の削減目標を表明するなど」でよいと思います。

第2点は、12ページの38行目から41行目にかけての「目標設定型排出量取引制度の実施」についてですが、参考資料2の1枚目中ほどに、ほかの委員の方から、この制度に対して現状維持のように見えるという御指摘があって、それに対して県のほうからは、令和2年度からの第3計画期間で新しい仕組みを導入しているし、今後も引き続き制度の見直しを検討していくという御説明ですが、素案の12ページのこの記述は、現在、この制度を実施しています、目標の達成に他者の削減量などを利用できますということが書いてありまして、やはりどう読んでも現状説明にとどまっているように思われます。参考資料2で示していただいたようなことを今後、実際にやるのであれば、その旨をしっかりと12ページのこの箇所にも記述していただく必要があると思います。

なお、そういうことであれば、この取組のタイトルも「目標設定型排出量取引制度の実施」ではなくて、例えば「目標設定型排出量取引制度の強化・充実」というような形でないといけないのではないかと思います。

第3点は、同じく12ページの31行目に将来像ということで、「新たに設置される太陽光発電施設は地域と共生した施設になっています」という一文があって、これもほかの委員の方の御意見として、「その実現の方法が難しい」という御指摘が出されております。これについては参考資料1の県の対応の欄を拝見しますと、改正FIT法の枠組みの中で国に働きかけていくということと、温暖化対策法改正の柱の一つとして脱炭素化促進区域の設定なども入ったので、そうした動きと連携しつつ、地元理解が得られる形でやっていると、こういうふうにお答えいただいております。

この取組については、14ページの8行目からの「太陽光、バイオマス、地中熱などの再生可能エネルギーの利用拡大」の部分がそれに対応するのかなと思いますが、ここでも実際の記述としては11行目から12行目にかけてありますように、「また、新たに設置される太陽光発電施設は、地域と共生した施設になるよう促します」としか書かれていなくて、政策手段の記述が欠けているように思われます。

この最後の一文は、例えば、「また、改正地球温暖化対策推進法による脱炭素化促進区域の仕組み活用等により、新たに設置される太陽光発電施設が地域と共生した施設になるよう促します」というような形で、何らかの政策手段を盛り込まないと、ただ結果だけがこうなるでしょうということを書いているにとどまってしまう。将来像として12ページにこういう形で一文を書くのであれば、その裏づけになる政策手段を14ページにもきちんと書いておかないと完結しないのではないかと思います。

第4点は、同じく14ページの13行目から16行目の「非化石証書の活用による再生可能エネルギーの地産地消の推進」の部分についてです。この点についても、他の委員の方から「一般の方には難しいのではないか」という御指摘があって、県のほうからは「非化石証書は一般化しているのだから、そのまま使って、用語集で説明します」ということなのですが、いきなり「非化石証書の活用による」とするのは、やはり一般の人にとって分かりにくい印象があるかと思います。

他方、この仕組みは、埼玉県が全国初とお聞きしておりますので、埼玉県のほうにおかれては、この機会に少しアピールしたいというお気持ちもあるのかと思います。そこで、この言葉の分かりにくさをむしろ逆手に取って、非化石証書にかぎ括弧をつけて、むしろ目立つようにして、その上で一言簡単に説明を加えておくというのはいかがでしょうか。

例えば、タイトルの非化石証書にかぎ括弧をつけた上で、14行目の本文を「県内で生み出された再生可能エネルギーの環境価値を証券化した『非化石証書』を活用した『彩の国ふるさと電気』等により再生可能エネルギーの地産地消を推進します」というような形にするのも一案かと思います。何らかの形で説明をつけないと、分かっている人にしか分からない、分からない人にはどう読んでも分からないということになってしまうのではないかと思います。

最後に、先ほど横田委員のほうから、生物多様性の関係で、指標をもっと検討すべきではないかという御指摘がありましたが、私も全く同感です。政策評価においては、この指標目標も政策評価の考え方と表裏一体かと思いますが、政策を評価する指標としては、単に目標、究極の目標アウトカムではなくて、インプットとアウトプットがあって、その結果として究極のアウトカムが生まれるということで、その3段階のレベルで政策評価を行うというのがおおむねのスタイルだと思います。

そういう意味で、究極の目標に最終的には集約化されるから、その指標を挙げれば十分だということではなくて、ある政策におけるリソースのインプット量と実際の活動量、アクティビティとしてのアウトプット量があって、そういうもの全体によって、究極のアウトカムにつながっていくと考えられますので、政策の目標も究極のアウトカムの目標だけではなくて、インプットなりアウトプットの目標も提示すべきではないかと思います。そうであってこそ環境基本計画において、政策目標として実質的な意味合いも出てくるのではないかと思いますので、その辺も踏まえて御検討いただければと思います。

長くなりましたが、以上でございます。

○浅見委員長 ありがとうございます。

非常に貴重な御意見、政策目標の根本に関わる部分に関しましても御指摘をいただきまして、ありがとうございました。

それでは、県のほうから順番にでよろしいですか。最初のところは、そのままコメントで文の修文をいただければと思いますが、2番目の温暖化に関してのところはどちらに。回答していただいたほうがよろしいでしょうか。コメントということ。よろしいですか。

○深野温暖化対策課長 6ページの19行目から21行目、これは私どものほうでも外務省のテキストを再度確認させていただきまして、委員のおっしゃるとおり修正させていただきます。

続きまして、12ページ、38行目から41行目の目標設定型排出量取引制度の実施について、こちらも

委員の御指摘を踏まえまして、強化充実が適当なのかどうかというのは改めて表現のほうを検討させていただきます。

温暖化対策課は以上でございます。

○浅見委員長 14ページの辺り。

○石塚参事兼エネルギー環境課長 非化石証書等、我々のほうで前回、御意見いただいて、今回の対応方法ということで書いたものと、本文がちょっと一致していない部分もございましたので、ここは一致するよう修文させていただきます。

以上です。

○浅見委員長 併せまして、14ページの11行目の政策手段の明記というところに関しましても、何らかの仕組みを活用して地域と共生した施設となるようにということで、御記述を工夫いただければと思います。恐らく太陽光発電施設もいい面もあるのですが、やはり地域の住民の方ですとか場所の事情によっては難しいところも出てきているというようなことかと思えますけれども、どのような仕組みを活用して政策として推進するのかというところを御記述いただければという御指摘かと思えます。

あと最後のところは、これちょっと全般に関わるかもしれないのですが、政策指標のなるべくインプット指標、アウトプット指標に近いところを優先に入れていただきまして、最終的なアウトカムだけではなく、具体的なところに落とし込めるようにという御指摘をいただきましたので、特に生物多様性のことという御指摘ではありますけれども、ちょっと見直すときに、そのような観点からも御覧いただければと思いますが、そのようなことでよろしいでしょうか。

田口委員。

○田口委員 ありがとうございます。

最後の指標の点は、生物多様性の問題に限らず、ほかの目標に関してもそういう観点で御検討いただければいいのかなというふうに思います。

○浅見委員長 ありがとうございます。

では、小島委員。

○小島委員 では2点、簡潔に意見を申し上げます。

今のところにもちょっと関わるのですが、参考資料2の3ページの一番下の欄で、まさに今の太陽光のお話の部分なのですが、実際、小川町や飯能市をはじめ、現在、太陽光関係でトラブルになっている太陽光という名の下にちょっと自然破壊が起きているような例もあります。ここで、将来像で新たに設置される太陽光発電施設は、地域と共生した施設になっていますというふうにしたというふうにしてあるのですが、この地域と共生した施設という言葉が、事業者にとってはすごくどうにも解釈できる、ある意味ありがたい文言になってしまっているかなと思います。

ここの部分の提案なのですが、太陽光発電施設は地域の環境及び生物多様性の価値を損なわない施設になっていますというふうにするといいいのではないかなと思いました。これの根拠として、5月25日の参議院の環境委員会で、地球温暖化の推進に関する法律の一部改正法案のところの附帯決議にある文言でして、14番目の附帯決議で地域への再生可能エネルギー導入拡大により、地域の自然環境及び生物多様性の価値を損なうことがないよう十分留意することということが入りました。これに併せ

た形で、本来、環境をよくするための太陽光施設が本末転倒な形にならないようなことを環境基本計画でも述べておくといいのかなと思います。

もう一点は、同じく参考資料2の4ページの真ん中の部分で、県の希少野生動植物保護条例に基づく新しい保護種の指定などについてということで、施策の方向で次のように修正しますということで記載いただいているのですが、これにやはり保護地区の増加のための検討とか、保護増殖だけではなくて、保護地域の増加ということに対応できるような文言を入れるといいのではないかなと思いました。

以上です。

○浅見委員長 ありがとうございます。

今の御指摘は、参考資料2の4ページの下から8番目、真ん中辺、5番の一番最初……

○小島委員 下から7番目のことです。すみません。

○浅見委員長 下から7番目の施策の方向5、(3)に次のように修正しますを希少野生動植物種の保護増殖・調査・普及啓発だけではなくて、地域の……

○小島委員 保護地区の増加。

○浅見委員長 保護地区の増加。

○小島委員 そのための検討ですとか。

○浅見委員長 等の検討を実施、実際実施されていらっしゃると思いますので、そのようなことも書き込んでいただきたいという御指摘でよろしいでしょうか。

○小島委員 はい。

○浅見委員長 よろしいでしょうか。

○河原塚みどり自然課長 みどり自然課長です。

希少野生動植物種の保護増殖に関わって、そういった地域を今のところ指定はしていないのですが、そういった指定に向けて調査等をするというのは当然のことだと思いますので、そういった文言を入れていきたいというふうに考えております。

以上です。

○浅見委員長 ありがとうございます。

検討も含めて、検討していただいているようなことを書き込んでいただくということで、よろしく願いいたします。

それでは、最後にさせていただければと思うのですが、袖野委員からチャットのほうにいただきましたコメントがございまして、こちらをちょっと読み上げをお願いしたいと思うのですが、袖野委員、よろしいでしょうか。

○袖野委員 すみません、お時間がないところ。先ほどの産廃のリサイクル率のところなのですが、やはり施策の方向2でリサイクル資材の普及などの施策も掲げられておりますので、やはり産廃の指標が何もないというのはいかなるものかなというふうに感じております。

循環基本計画でもリサイクル率の資源循環については、入口側、出口側ありますので、出口側のほうは市況によってガタガタするというのであれば、入口側のリサイクル率でもいいと思いますし、

もしくはリサイクル製品認定制度は施策として上げられておりますので、こういったフォローアップなどもどういったふうに考えているのかなというところもありまして、産廃の指標についてもぜひ御検討いただければと思います。

以上です。よろしくお願いいたします。

○浅見委員長 発言されますか。

○堀口産業廃棄物指導課長 御意見ありがとうございます。

そうですね。そういったことができないかどうか、ちょっと資源循環推進課などとも検討していきたいと思います。

○浅見委員長 ありがとうございます。

以前よりも指標の数を統合されていらっしゃることもありますので、何らかそういった客観的な指標が御検討いただけるようでしたらお願いしたいと思います。

それでは、そろそろお時間となりましたので、本日の議論はこちらまでにさせていただきたいと思っております。これまでの議論を小委員会としてまとめ、7月下旬もしくは8月上旬に予定されております環境審議会の親会に報告することになっております。御意見、御質問たくさんいただきまして、まだ追加等あるかと思っておりますけれども、追加等ございましたら6月4日金曜日までに事務局宛てにメールでお送りくださいますようお願い申し上げます。本日の御意見、追加の御意見を踏まえまして、小委員会報告を取りまとめたいと思います。

また、温室効果ガス排出量削減率及び埼玉版スーパー・シティプロジェクトに取り組む市町村数については、県の今後の検討を踏まえて目標数値などが決まるということですので、こうしたことなども踏まえ県の検討がさらに進んだところで、再度メールを差し上げまして、皆様の御意見を伺うこともあろうかと思っております。

また、今日も幾つか御提案をいただきまして、ほかに指標に適したものがあればというようなお話もいただいておりますので、状況によってはオンラインや個別でちょっと御相談をいただきまして、委員長としてまとめるという形で引き取らせていただければと思いますので、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○浅見委員長 それまでに多分ちょっとやり取りをさせていただくことになると思いますけれども、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、本日の委員会をここで終了いたしたいと思っております。皆様、長い間ありがとうございます。

事務局にお返しいたします。よろしくお願いいたします。

○司会(赤松) 委員の皆様、ありがとうございました。

今回の環境基本計画小委員会の内容につきましては、繰り返しになりますが、7月下旬もしくは8月上旬に開催予定の令和3年度第1回環境審議会にて御報告いただくことになっておりますので、御了承ください。

第1回環境審議会の日程につきましては、決まり次第、御連絡させていただきます。

以上をもちまして、令和3年度第1回環境基本計画小委員会を閉会させていただきます。お疲れさまでございました。

午後 3時56分閉会